

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「教職員の痴漢行為」に係る処分

項目	内容
処分を受けた教職員	市立小学校 総括教諭 (40代)
事案の概要	当該総括教諭は、令和5年7月22日(土)午前5時30分頃、乗車していた電車から降りる際、ドア近くの席に座っていた女性の右胸を触り、その場から逃げた。令和6年2月9日(金)に神奈川県迷惑防止条例違反の疑いにより座間警察署から任意同行を求められ、警察による事情聴取において痴漢行為の事実を認めたもの。 本件については、令和6年4月24日付けで、横浜地方検察庁相模原支部により不起訴処分となっている。
処分の内容	停職6か月
処分年月日	令和6年6月17日

※当該総括教諭は同日付けで退職しました。

問合せ先
教職員人事課
電話 042-769-8279